

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十号）（社会福祉課）

### 一 趣旨

社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴い、条例の一部を改正する。

### 二 内容

社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴い、条ずれの整理を行う。

### 三 施行期日

平成二十九年四月一日